

工事請負契約変更状況(12月分)

平成26年1月6日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
125053	道路建設課	市道洞清水中村線道路改良工事	17,377,500	17,818,500	15,225,000	17,999,100	621,600	3.6%	(4)	1	H25.12.5	みちのく工業(株)
525023	下水道整備課	北上川左岸第二排水区管設置工事	20,622,000	20,848,800	18,194,400	22,854,300	2,232,300	10.8%	(4)	2	H25.12.9	(有)大高建設
125011	交通政策課	松園バスターミナル自転車駐車場整備工事	9,710,400	10,584,000	9,230,550	11,189,850	1,479,450	15.2%	(4)	4	H25.12.10	(有)高龍建設
525035	下水道整備課	都南中央処理分区第二工区污水管布設その1, その2工事	13,211,100	14,901,600	12,912,900	21,390,600	8,179,500	61.9%	(4)	2	H25.12.11	(株)熊坂建設
525033	下水道整備課	好摩処理分区第一工区污水管布設その1, その2, その3工事	24,444,000	24,900,750	21,455,700	25,049,850	605,850	2.5%	(4), (6)	1	H25.12.11	(株)エスイーシー
124232	道路建設課	市道谷地頭線道路改良工事(その2)	43,995,000	51,498,300	43,840,650	49,843,500	5,848,500	13.3%	(4), (6), (9)	4	H25.12.12	(株)司組
124178	道路建設課	市道岩手公園開運橋線歩道整備工事	63,000,000	64,226,400	54,155,850	69,424,950	6,424,950	10.2%	(4), (9)	4	H25.12.12	(株)司組
525051	下水道整備課	上米内分区第二工区污水管布設工事	15,120,000	15,447,600	13,219,500	16,422,000	1,302,000	8.6%	(4), (6)	1	H25.12.16	(株)丸茂建設
525040	下水道整備課	上飯岡地区污水管布設工事	15,750,000	16,359,000	13,924,050	14,372,400	-1,377,600	-8.7%	(4), (6)	1	H25.12.17	(株)富士見興業
525095	みず管理課	山岸四丁目地内配水管布設工事	2,152,500	2,173,500	1,874,250	2,172,450	19,950	0.9%	(4)	1	H25.12.20	(有)北陵設備工業
125133	道路建設課	市道下谷地線道路改良工事	3,843,000	4,441,500	3,811,500	4,642,050	799,050	20.8%	(4)	1	H25.12.24	(株)北興業
125154	玉山建設課	市道釘の平線舗装補修工事	11,904,900	13,274,100	11,369,400	12,532,800	627,900	5.3%	(4)	1	H25.12.25	(有)宮田屋
125042	道路建設課	市道下田生出線道路改良工事	38,850,000	39,975,600	34,387,500	39,998,700	1,148,700	3.0%	(4)	1	H25.12.26	新工住建(株)
125081	公園みどり課	中央公園照明施設工事	37,695,000	38,229,450	33,224,100	37,896,600	201,600	0.5%	(4)	1	H25.12.26	相光電気(株)
125193	公園みどり課	中央公園植栽工事	11,445,000	12,196,800	10,435,950	11,372,550	-72,450	-0.6%	(4), (7)	1	H25.12.26	(有)光明園

※契約金額の変更を伴うものに限る。

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。

(1) 図面, 仕様書, 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。

(3) 設計図書の表示が明確でないとき。

(4) 工事現場の形状, 地質, 湧水等の状態, 施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。

- (5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。
- (6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。
- (7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。
- (8) 用地確保等が予定と異なったとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。